

# NST加算について

現在、当院ではNST加算を算定していませんが、2016年4月よりNST加算の算定を開始するため準備を整えています。(週1回の回診について200点算定できます。)

## 算定条件

### 【施設基準】

栄養管理に係る所定の研修を修了した専任の常勤医師、常勤看護師、常勤薬剤師、常勤管理栄養士により構成される栄養管理に係るチームが設置されている。また、いずれか1名は専従であること。

上記の他、歯科医師、歯科衛生士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士が配置されていることが望ましい。

### 【対象患者】

栄養管理計画を策定している患者のうち、次のアからエのいずれかに該当する者について算定できる。

- ア 栄養管理計画の策定に係る栄養スクリーニングの結果、血中アルブミン値が3.0g/dl以下であって、栄養障害を有すると判定された患者
- イ 経口摂取又は経腸栄養への移行を目的として、現に静脈栄養法を実施している患者
- ウ 経口摂取への移行を目的として、現に経腸栄養法を実施している患者
- エ 栄養サポートチームが、栄養治療により改善が見込めると判断した患者

### 【算定要件】

栄養カンファレンスと回診の開催(週1回程度)

栄養治療実施計画の策定とそれに基づくチーム診療

1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね30人以内とすること

当院のNSTメンバーは医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士が揃っており、多職種による栄養サポートを提案しています。

(当院では管理栄養士が専従を務めます)

NST活動は毎週火曜日14:30よりカンファレンスを実施し、その後ラウンドをおこなっています。栄養についてお困りでしたら、いつでもご相談ください。